

令和6年 第3回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度					
			自	民	結	公	共	維
1	オンラインを活用した接見交通の実現を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
2	ロシア機による領空侵犯に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
3	気候変動に対応した石炭の高度利用と産炭地域振興に関する意見書	産炭地域	○	○	○	○	×	○
4	「予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)」に関する意見書	子ども政策	○	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主・道民連合)、結(結志会)、公(公明党)、共(日本共産党)、維(維新・大地)

オンラインを活用した接見交通の実現を求める意見書

身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が、捜査官らの立会いなく弁護人と接見し、その助言を受けることは、適正な手続を保障し、ひいては、冤罪を防止するためにも重要な権利である。弁護人が、現行制度の下で被疑者等と捜査官らの立会いなく接見するためには、被疑者等が勾留されている警察署や拘置支所に直接赴かなければならず、道内においては、250キロメートルを超える距離を移動しなければならないこともある。

広大な面積、多雪、寒冷といった本道の特性に加え、道内では拘置支所の留置業務の停止が相次いでおり、起訴後は都市部の拘置支所に移管される場合もあるため、弁護人が被疑者等と接見を行うことは一層困難なものとなっている。

刑事手続におけるIT化の議論は、捜査の利便性の向上のみならず、被疑者等を含む国民の権利を保障する観点からも、弁護人が被疑者等と接見する機会が都市部と異なることはあってはならず、オンラインを活用した映像及び音声の送受信により行う被疑者等と弁護人との接見の実現は、地域間格差を是正するため、必要不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 弁護人と被疑者等との間において、接見の秘密が保障される態様でのオンラインを活用した接見交通が実現されること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 各通

ロシア機による領空侵犯に関する意見書

9月23日13時台から15時台にかけて、ロシア軍の哨戒機1機が本道の礼文島北方の我が国領空を3度にわたり、侵犯した。これに対し、航空自衛隊の戦闘機が緊急発進し、無線等の警告に加え、史上初めてフレアによる警告等の異例の対領空侵犯措置がなされたことは、極めて遺憾である。

こうした領空侵犯は、国際法上の重大な違反で国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であることはもとより、全ての道民の日常生活が脅かされかねない、断じて許されない行為である。そこで、北海道議会は今般のロシア機による領空侵犯に対し、極めて厳重に抗議するとともに、再発防止及び国際法の遵守を強く求める決議を全会一致で先般、可決した。

ロシアは、ウクライナ侵略以降、本道周辺における軍の活動を活発化させており、ロシア軍艦船が本道周辺を相次ぎ航行しているほか、昨年10月には、ロシア国籍と推定されるヘリコプター1機が北海道根室半島沖の領空を侵犯した。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 ロシア政府に対し、領空侵犯の原因及び再発防止を求める毅然とした外交交渉をすること。
- 2 我が国周辺におけるロシア軍の活動に対する必要な情報の収集分析及び警戒・監視に万全を期し、道民の安全安心を確保すること。
- 3 関係自治体や国民への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
防衛大臣

} 各通

気候変動に対応した石炭の高度利用と産炭地域振興に関する意見書

G7気候・エネルギー・環境大臣会合やCOP28において化石燃料、特に石炭の利用からの脱却が合意された。

しかしながら、世界における一次エネルギーに占める石炭の割合はASEANをはじめ、インド、中国では依然として高く、重要なエネルギー資源となっている。

我が国の発電電力量の約73%は化石燃料（うち約31%は石炭火発）に依存しているにもかかわらず、そのほとんどを輸入しており、世界の化石燃料の高騰なども相まって貿易収支を悪化させる要因にもなっている。

また、ロシアによるウクライナ侵略や、中東におけるイスラエル・パレスチナ情勢の悪化など、エネルギーをめぐる不確実性が高まっており、日本のエネルギー安全保障が強く求められている。

また、我が国においては、長年にわたり超高効率石炭火発の研究が進められており、実証炉としてCO₂分離・回収型IGFC（石炭ガス化燃料電池複合発電）が広島県大崎上島町に建設されており、今後、商用炉として長崎県西海市にIGCC（石炭ガス化複合発電）を建設する計画が進められ、CCS（CO₂の回収・貯留）、CCUS（CO₂の回収・有効利用・貯留）を含め、クリーンコール技術の一層の進展が期待されている。

一方、非効率石炭火力のフェードアウトに伴い、北海道においても北電奈井江・砂川石炭火発が令和8年度末に廃止される方針が公表されており、疲弊する産炭地域において地域経済に及ぼす影響は大きく、露頭炭採掘企業の消滅は、関連する企業の雇用とともに露頭炭を採掘する技術が失われることとなり、エネルギーの地産地消の観点からも、道内露頭炭の有効活用を図ることが重要である。

さらに、釧路市にある我が国唯一の坑内堀炭鉱においては、産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業により安全管理等研修を行うとともに、CO₂を石炭採掘後の坑内に埋め戻す技術の開発が進められている。我が国が保有する超高効率発電技術などとともに、こうした新技術をASEANはじめ世界へ広げるべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 環境に配慮した高効率石炭火力発電を推奨するとともにGX同様、石炭火力発電に対する金融等投資環境を整えること。
 - 2 次期エネルギー基本計画には、国内エネルギー事情を踏まえ、石炭火発を調整電源として明確に位置づけること。
 - 3 ASEANはじめ石炭に依存している国々に環境に負荷をかけない発電設備の設置支援を行うこと。
 - 4 エネルギーの安全保障の観点から安定した国内石炭産業、採炭企業の存続を図るとともに地域経済の一層の活性化を図ること。
 - 5 高度な石炭利用のために、クリーンコール、CCS、CCUSなど一層の研究開発と新技術の確立を支援すること。
 - 6 産炭地域の利便性を生かし、道内においてゼロエミッションを目指す石炭ガス化複合発電（IGCC、IGFC）の建設と産炭地域の振興を図ること。
 - 7 釧路コールマインの坑内採炭技術の外国人研修制度は国際貢献を高く評価されていることから、さらに充実した事業となるよう国の支援を一層強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
経済産業大臣 環境大臣	

「予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）」に関する意見書

「予防のためのこどもの死亡検証（以下、「CDR」という。）」については平成30年12月8日に成育基本法が成立し、第15条の2に「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明記された。

さらに、令和元年6月6日成立の死因究明等推進基本法附則第2条において「国は、この法律の施行後3年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。」とされたところである。

こうした中、国では、令和2年度から、死因の検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死を減らすことを目的に、子どもの死亡に関する情報収集や、調査報告を行うための関係機関との調整、政策提言のための検証などを行う「都道府県CDRモデル事業」を開始し、複数の都道府県において試行的にCDRに取り組むことで、子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出することとしている。

よって、国においては、子どもの死亡検証の取組を通じ、予防可能な子どもの死を減らすことができる体制の整備に向けて、次の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 CDRにおいて個人情報の収集方法の取扱い等に係る法令の整備を行うこと。
 - 2 国の各機関が実施する死亡に関する検証と都道府県が実施する死亡検証の結果を集約化し、一元的に共有する仕組みを検討すること。
 - 3 CDRを実施し、検証結果に基づいた幅広い予防策を行うためには、十分な財源が必要となることから、必要な財政措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
子ども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

} 各通